

## 合同会社（本店移転（管轄登記所内で移転する場合））

受付番号票貼付欄

### 合同会社本店移転登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウテン

1. 商号 ○○商店合同会社

【平成30年3月12日以降】商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（合同会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(注) 変更前の本店を記載します。

1. 登記の事由 本店移転

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

(注) 支店がある場合で本支店一括申請しない場合は、別途、支店所在地の管轄登記所に対する登記申請が必要です。

1. 支店

管轄登記所 ○○法務局

支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

登記すべき事項をオンラインにより提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

## 登録免許税

金 30,000 円

(注) 1 件につき、3 万円です。収入印紙又は領収証書で納付します。  
(→収入印紙貼付台紙へ貼付)

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

## 1. 登録免許税

金 39,000 円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します (内訳についても次の記載例を参考に記載してください)。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します (→印紙貼付台紙へ貼付)。

内 訳

本店所在地分 金 30,000 円

支店所在地分 金 9,000 円

2 以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

## 1. 登記手数料

金 300 円

支店所在地登記所数 1 庁

支店 (本店所在地にある支店を除く。) 所在地の登記所 1 庁につき、300 円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します (→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能)。

なお、管轄の登記所は、法務局ホームページ ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html)) で御確認いただけます。

## 1. 添付書類

総社員の同意書 1 通

(注) 定款変更をする場合に必要です。定款に本店の所在地として最小行政区画までを規定している場合であって、その最小行政区画内において本店を移転するときには、定款変更は必要なく、業務執行社員の過半数の一致により移転することになりますので、総社員の同意書の添付を要しません。

業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面 1 通

定款 1 通

(注) 定款変更を要する場合に、総社員の同意書に代えて、業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付するときは、定款にその旨の定めがあることを証するために、定款の添付が必要です。

委任状 1 通

(注) 代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要です。

上記のとおり，登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※1  
申請人 〇〇商店合同会社 ※2

※1～※4にはそれぞれ  
※1→新本店，※2→商号，  
※3→代表社員の住所，  
※4→代理人の住所，  
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※3  
代表社員 ○ ○ ○ ○ 印

登記所に提出した印鑑を押し  
ます。

(代表社員が法人の場合)  
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
代表社員 〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
職務執行者 ○ ○ ○ ○ 印

代理人が申請する場合に記載し、  
代理人の印鑑（認印）を押してく  
ださい。この場合、代表社員の押  
印は、必要ありません。

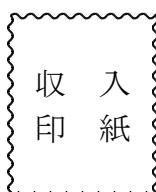
〔 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※4  
上記代理人 ○ ○ ○ ○ 印 〕

連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

契  
印

〇〇法務局 〇〇支 局 御中  
出張所

収入印紙貼付台紙（登録免許税分）



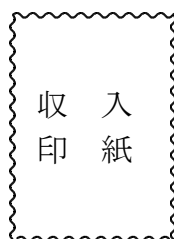
（注）割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表社員が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙（登記手数料分）  
（支店がある場合に使用します。）



（注）割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表社員が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。  
登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例  
(登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「本店」 ○県○市○町○丁目○番○号  
「原因年月日」 平成○年○月○日移転

(注) 変更後の本店を記載します。

日付は、変更の決定をした同意書に記載されている移転の時期（実際に移転した日）を記載します。  
なお、本店移転の日より前に、本店移転の登記の申請をすることはできません。

- (注) 1 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。
- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。  
詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

総社員の同意書の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

同意書

1. 定款第〇条を次のとおり変更すること。

(本店)

第〇条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

上記に同意する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商店合同会社

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面の例  
(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

決定書

1. 当社の本店を下記へ移転すること。

本店移転先 ○県○市○町○丁目○番○号  
移転の時期は、平成○年○月○日とする。

以上のおり業務執行社員4名中全員の一致を得たので、この決定書を作成し、各社員が記名押印する。

平成○年○月○日

○○商店合同会社

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

社員 ○○○○ 印

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には商号の変更の登記をすることができませんので、本店を管轄する登記所でそのような会社の有無を必ず確認してください。調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。



委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号  
○ ○ ○ ○

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 平成○年○月○日に当社の本店を移転したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号 (注2)  
○○商店合同会社  
代表社員 ○ ○ ○ ○ ㊟ (注3)

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。  
2 変更後の本店を記載します。  
3 代表社員が登記所に提出している印鑑を押します。